

社会福祉法人伊豆つくし会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊豆つくし会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、当法人の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等が勤務した場合には、別表1及び別表2のとおり、報酬を支給する。

また、勤務に応じた交通費実費相当額を併せ支給する。

2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員（理事長を除く。）に対しては、この規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(旅費の支給)

第3条 当法人の役員等が業務のため旅行した場合には社会福祉法人伊豆つくし会旅費規程により旅費を支給する。

(役員報酬の総額)

第4条 当法人定款第24条に規定する「評議員会において別に定める総額の範囲」は1,200,000円とする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
(社会福祉法人伊豆つくし会役員・評議員の報酬等に関する規程の廃止)
- 2 社会福祉法人伊豆つくし会役員・評議員の報酬等に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

別表 1

役職名	主 な 業 務	報酬の額	支給日
理事長	(1) 法人の代表権者としての法人業務執行・理事会、評議員会等各種会議出席・その他法人業務	月額 50,000 円	毎月 25 日に金融機関振込により支給 (その日が金融機関の非営業日の場合は、その直前の金融機関営業日)
	(2) 法人職員としての業務と上記業務を兼務して行う場合	月額 40,000 円	

別表 2

役職名	主 な 業 務	報酬の額		支給日
評議員	評議員会出席・その他法人業務	4 時間以上の勤務	6,000 円	勤務の 都度支給
		4 時間未満の勤務	4,000 円	
理事（理事長を除く）	理事会出席・その他法人業務	4 時間以上の勤務	6,000 円	勤務の 都度支給
		4 時間未満の勤務	4,000 円	
監事	理事会、監事監査出席・その他法人業務	4 時間以上の勤務	6,000 円	勤務の 都度支給
		4 時間未満の勤務	4,000 円	